

第5回 吹田市バリアフリー推進協議会 議事概要

日時：令和7(2025)年3月21日(金) 14:00～16:00

場所：吹田市役所総合防災センター 6階多目的室

1. 開会

(1) 開会あいさつ

《省略》

(2) 傍聴入場

《0名》

2. 議事

(1) 吹田市バリアフリーマスタープラン策定に伴うパブリックコメントについて

○事務局

《資料1-1、1-2、2-1、2-2を説明》

○委員

パブリックコメントの中には自転車に関する意見はあったのか。

○事務局

いただいた意見の中に自転車に関わる意見はなかった。

○委員

パブリックコメントの提出期間は1か月以上であったのに、2人から8件の意見では少ないと感じた。
もう少し周知広報をしていただきたい。

また、意見の中で道路に関する意見は3件と多く、私も同意する。道路の整備があってこそ公共施設や駅に行けるため、重要視していただきたい。

○事務局

路面の凹凸の補修などについては、生活関連経路・準生活関連経路などに関わらず、要望に応じて現地を確認し、補修を進める。現状においても取り組んでいるが、今後も継続して取り組む。

○会長

パブリックコメントの結果としてはすべて対応分類Bということで、今後の基本構想や特定事業計画では反映させていただくが、マスタープランにおいて修正等を行わない。このような扱いでよいのか。

《意見なし》

（２）吹田市バリアフリーマスタープラン案の確定について

○会長

吹田市マスタープラン案の確定について、変更点については先ほどの議題にて説明いただいた。ご意見等はないか。

○委員

パブリックコメントの８番目の意見について、地区のバリアフリー状況の特性や公共施設の写真などを出せば更に計画がわかりやすくなると感じる。地図を見ただけではわかりにくい。

○会長

各施設の写真等々をマスタープランに掲載するとボリュームが膨大になるため、今後の基本構想や特定事業計画の中で意見をいただきながら作成していくのが良いと考えている。

○会長

確認だが、マスタープランは１０年、基本構想は５年で見直しするものであっているか。

○事務局

マスタープランも５年で見直しをすることを予定している。

○会長

マスタープランも５年見直しとのことだが、計画には役割があり、基本構想の中では詳細な検討を行ったうえで特定事業計画を策定していく。基本構想においては、地区の課題や写真等の整理をいただけるものと考えているが事務局として考えはあるか。

○事務局

基本構想にて地区の状況などをできる限りわかりやすく表現したいと考えている。また、具体的な問題箇所などはすべてを一律に掲載するのではなく、当事者から意見をいただいてそれを重点的に示していくようにしたい。

○委員

マスタープランは吹田市全域を対象としているが、基本構想は一部の重点整備地区での内容かと思う。重点整備地区に入らないところはどうなるのか。

○事務局

既存の基本構想で設定されている重点整備地区については、内容を充実させていくことを考えている。また、重点整備地区になっていない部分については、要望等をいただいたうえで設定をしていきたいと考えている。一気に市域全域を重点整備地区とするのは困難であるため、優先順位を決めながら考えていきたい。

○委員

市内の鉄道駅周辺のすべてにおいて、基本構想は策定されているのか。

○事務局

吹田市内の鉄道駅すべてにおいて、重点整備地区を設定している。

○委員

マスタープランの 43 ページにおいて「障がい者の意思疎通手段の利用を促進する取り組み」を前回の会議にて盛り込んでいただき嬉しく思っている。現在、筆談のコツの事例が掲載されているが、最近
は市の職員向けに手話バッジが出てきている。手話をいくつか覚えたらバッジをつけられるという取り組みと聞いている。可能であれば新しい情報として計画に追加していただきたい。

○事務局

ご指摘のとおり、三つの手話を覚えるとバッジをつけられるというもので、市長自ら発信して取り組んでいる。計画を作る段では間に合わなかった内容であり、今後の見直しの際に内容を入れていきたいと考えている。また、市が率先して取り組むことで、事業者等に普及していけばよいと考えている。

○委員

マスタープランにはルビが振ってあるが、親文字との間が詰まっている部分などがある。また、数字について半角と全角がまばらであり、どちらかに合わせるなどの統一をしていただきたい。

○事務局

ご意見について、確認を行う。

○会長

表紙の策定年月は令和 7 年 3 月でよいか。

○事務局

そのとおりである。

○会長

それでは最終の編集作業を行い、マスタープランを確定させるということでよいか。

《意見なし》

（３）令和７年度の現地点検について

○事務局

《資料３を説明》

○会長

できるだけ多くの委員に参加いただきたいため、日付について候補があれば教えていただきたい。

○事務局

令和７年６月とさせていただいているのは、歩道の整備がその時期まで残るためである。実施についてはできるだけ早い時期に行いたいと考えており、またスケジュールがわかり次第お知らせする。

○委員

資料３の点検経路の表にて、Ｂ班の南エレベーター点検が新設エレベーターと表示されている。間違っていないか。

○事務局

間違いである。修正を行う。

○事務局

併せて、情報提供であるが、北側の新設エレベーターについて、３月２８日に供用開始予定である。

（４）今後のスケジュールについて

○事務局

《資料４を説明》

○会長

今後２年間で基本構想と特定事業計画を策定する。その間に約半年ごとに協議会を行うとのことだった。また、確認であるが、毎年現地点検を行うこと、当事者ヒアリングで問題点を把握するとのことによいか。

○事務局

ヒアリングについては先ほどご提案したように、具体的な課題のある施設・経路について聴き取り、それらを参考に基本構想を策定していきたい。このため、適宜ヒアリングを行うほか、メールや電話など、どのような手段でもよいので事務局まで連絡いただきたい。

○委員

２年かけて１０地区の基本構想をすべて一度に見直されるという理解でよいか。また、もしも一度に見

直す場合は、現地点検が1年に1か所で2ヵ所だけを確認するということか。

○事務局

現在の基本構想はすべての地区において見直しを行う。なお、事業は殆どが完了しているため、事業を追加するなどして既存の重点整備地区の充実を図ることを考えている。

現地点検については、駅舎を中心に継続しているが、可能であれば道路についても臨時で点検する等提案したいと考えている。なお、道路については交通事情もあるため、メンバーを絞って行うなど考えていきたい。しかし、15駅すべてで実施できるかという点で困難であると考えており、代表的なところができればと考えている。

○委員

15駅のそれぞれの特性も異なる中で重点整備地区の充実を図るとなると、現地点検などで意見を丁寧に聞いていくことが必要と思う。その辺りは手間を惜しまず、建設的な意見を市民や委員の方から頂けるような機会を作っていただきたい。

○事務局

できる限り多くのご意見を取り入れるよう進める。

○委員

スケジュールについて、当事者ヒアリングは随時とのことだったが、当事者に対する周知はどのようにするのか。

○事務局

事務局が把握している団体すべてにヒアリングの案内をお送りする。

○会長

又聞きなどで、団体以外の方から連絡があった場合などにもヒアリングをしていただけるのか。

○事務局

可能である。

(5) その他

○会長

事前に委員から質問をいただいているため、一問ずつ質疑応答形式で確認する。

○委員

UD タクシーについて、DPI 日本会議のアンケートの結果を見ると、電動車いすに対して乗車拒否など

が多く発生しているとのことだった。ベビーカーでの乗車に関しても折りたたんで乗せているのを見かける。

車いすの大型化に反して UD タクシーの小型基準を認めており、ユニバーサルという名称であるのに電動車いすにとって非常に利用しにくい乗り物となっている。吹田市内で乗車拒否が起きないように徹底した研修を行うこと、悪質なタクシー事業者の摘発の徹底、UD タクシーに車いすマークを貼るなど、高齢者・障がい者・ベビーカーなどに優しい移動手段を広めていただきたい。

○委員

近畿運輸局から回答する。UD タクシーにおける乗車拒否をはじめとする不適切事案については、これまでも機会あるごとに改善に向けて事業者への周知を行っている。

タクシーを利用される全ての方が快適にご利用いただけるよう、ハード面においても、メーカー側の協力のもと、引き続き UD タクシーの運用改善と普及促進に取り組んで参る。

○事務局

吹田市内の UD タクシーの導入割合を回答する。令和 5 年度末時点で約 8%であったが、令和 6 年度末においては 14%となっている。

○委員

UD タクシーが増えているとのことだが、実際に増えているのは、予想ではあるが横乗りのトヨタ車ではないかと思う。日産の後ろ乗りの星二つの製品のほうが電動車いすにとって良いため、普及促進を図っていただきたい。

○委員

吹田市内の幼稚園や保育所につながる道路には必ず歩道があるように整備をいただきたい。

○事務局

土木部総務交通室から回答する。幼稚園や保育所へ繋がるすべての道路の歩道整備については、現状の道路幅員の関係等で用地買収が必要になると考える、また、一方通行化などの規制変更についても大きな変更が伴うことが考えられ、現実的にはハードルが高い。

このため、現状としては、歩行空間確保のために通学路などにグリーンウォークの整備を順次進めている。また市内の小学校や保育施設において、吹田市子どもの移動経路安全点検として毎年通学路やお散歩コースを中心に点検を行い、危険個所の安全対策を行っている。今後もこれらの取組について継続していきたいと考えている。

○委員

今後、基本構想を立てて具体的な整備を考えるが、この中で通学路の問題などを踏まえたうえで検討をいただきたい。

○委員

五月が丘方面から吹田市博物館方面へ向かい、博物館の左手から紫金山公園へ入るための経路がある。そこが急な坂になっており、車いすも高齢者も歩きづらい道である。博物館のエレベーターを使うと紫金山公園へ向かいやすい。このため、博物館の休館日にもエレベーターを開放いただきたい。また、佐井寺線延線事業や紫金山公園魅力向上事業の中で、エレベーター設置を検討いただきたい。

○事務局

土木部公園みどり室から回答する。紫金山公園内のエレベーターの設置については、公園の魅力である自然の豊かさや歴史、文化などの保全とバランスをとりながら、紫金山公園魅力向上事業や都市計画道路豊中岸部線の整備に対して、都市公園移動等円滑化基準に適合するよう検討する。また都市計画道路豊中岸部線を所管する茨木土木事務所や博物館の方と整備内容について、引き続き協議と調整を図っていく。

次に地域教育部文化財保護課から回答する。吹田市立博物館のエレベーターについては、博物館の開館時間中は従来から開放しており、観覧者以外の方も自由にご利用いただいている。一方、休館日については3階の入り口の受付が不在になるため、セキュリティ上の観点から、1階以外の出入口を施錠していることや、館の維持管理のための保守点検に当てていることが多く、安全面の確保が難しいことからご利用を制限している。ご不便おかけいたしますが、ご理解いただけますようお願い致します。なお、休館日においても、博物館のエレベーターの利用が特に必要な場合は、事前に館へ連絡をいただければ、職員が対応可能である。

○委員

吹田市役所本庁舎に障がい者等用駐車区画の屋根設置が行われた。この中では、車いす使用者用の駐車区画と、車いすを使用しないが移動に配慮が必要な人のための（ゆずり合い）駐車区画を組み合わせたダブルスペースが設置されている。しかし、ゆずり合い駐車区画は2.5mの幅で良いのに対して3.5mで整備されているため、基準通りに整備すればもう1台分のゆずり合い駐車区画が設置できたのではないかと考える。また、バリアフリー吹田市民会議の場では、すべての区画に車いす使用者用区画のマークが記載された資料で説明があった。市民会議での説明経過を含めてダブルスペースとした考え方を確認したい。また、今後マスタープランで紹介されているようパーキングパーミット（ダブルスペース）制度を広げていただきたい。

○事務局

総務部総務室から回答する。バリアフリー吹田市民会議の中で説明した通り、従来の本庁舎の駐車場内に車いすマークの表示をしていた区画については、障がい者等用駐車区画として、車いす使用者用区画とゆずり合い駐車区画の両方の区画として運用をしていた。本庁舎の改修工事にあたっては、改修前に4区画あった障がい者等用駐車区画を6区画に増やして、そのうち4区画に屋根を設置することとした。また、車いす使用者用駐車区画とゆずり合い駐車区画の各台数と配置については、歩廊屋根などの他工事との兼ね合いから、屋根の完成後に設定していくこととして説明していた。結果として、どちらの用途にも対応できるよう、区画の幅は6区画とも3.5m以上を目指すように計画した。

屋根の完成後、区画の運用を整理し、車いす使用者用駐車区画とゆずりあい駐車区画を分けてそれぞれに屋根付きを2区画、屋根なしを1区画設けることとした。本運用については現在のところ変更する

予定はない。バリアフリー吹田市民会議の際にお示しした図面において屋根設置予定区画などに従来と同様の車いすマークをすべてに記載したため、すべての区画が車いす使用者用区画となるという誤解を与えてしまったことについて、お詫び申し上げますとともに今後、資料を示す際に改善してまいります。

続いて、事務局から回答する。吹田市役所本庁舎駐車場の現状については、身体障がい者用スペースが4台、ゆずり合いスペースが2台とされている。いずれも3.5mの幅で福祉のまちづくり条例で定められている障がい者用スペースの必須台数は確保できている。また、大阪府福祉部障がい福祉室へ確認したところ、ゆずり合いスペースの区画幅については、2.5mが標準ではあるが、特に規定はなく3.5mでも問題がないとのことであった。また、事務局としても車いす使用者の対象区画が開いていない場合にゆずりあいスペースを利用できるため問題ないと考えている。

○委員

市民会議の間では、障がい者等用ということで、あやふやな答えであった。ダブルスペースとなったことは良いが、3.5mの幅がある場合、車いすの国際シンボルマークを表示すべきではと考える。

○委員

本件に関して、市民会議の委員に改めて説明をするなどの話は無かったのですか。

○事務局

総務室からは聞いておりません。

○会長

その他、会議全体を通しての意見などあれば確認したい。

○委員

いつも思っているのが、後手後手の対応が多いと思う。今回の市民会議での対応もだが、今後気を付けていただきたい。

10年くらいバリアフリー推進協議会に参加しているが、会議自体の回数も増えて、良い方向に行っていると感じるため、このまま意見を聞いていただき、反映できるように進めていただきたい。

○委員

先日、双子用のベビーカーを使っている方を見かけた。このような方は駐車区画が2.5m幅では厳しいと思うため、市役所のゆずりあい駐車区画の3.5m幅は安心できるのではないかと感じた。

○委員

この会議に出させていただいて、一つ一つ丁寧に対応いただいていると感じる。これからもお願いしたい。

○委員

バス利用について、北方面から南方面、例えば北千里から江坂への直通のバスは無い。公共交通を乗

り換えながら行けば良いとはいうものの、障がい者にとって乗り換えは大変である。

また、吹田の公園でバリカーとユニバーサルゲートは何か所あるか。公園内にバリアフリースイレを整備しても入口が入れなければ意味がない。誰もが利用できる公園にしていきたい。

○事務局

バスルートについて、鉄道路線と重なったところにバス路線を新たに設定することは経済性の面で難しいと考える。

○会長

鉄道駅での乗り換えが今後高齢化社会の中でどうあるべきかの話になる。次の基本構想では難しいかもしれないが、視野においておく必要はある。

○事務局

バリカーとユニバーサルゲートの設置数は今把握していないため回答できない。なお、公園については、再整備計画に基づいた整備を進めており、入り口のバリカー等を撤去する方向で進めていると思われる。

○委員

当事者団体等へのヒアリングにおいて、何かありますかと漠然と意見を求めても指摘しづらいと思う。可能な限り現地点検調査を丁寧に実施いただくことを希望する。

吹田市バリアフリーマスタープランは、全国に先駆けて移動等円滑化促進地区を全域に設定し、バリアフリー化を目指すことを明言されて画期的なことだと思う。当面は基本構想の見直しを行うが、長期的なプランとして地域全体の移動等円滑化の促進を図るため、例えばマスタープランに記載した住民提案制度の利用促進におけるマニュアル作成などを具体化していくことも検討を進めていきたい。

3. 閉会

《省略》